

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

Ⅱ－1 ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について

（5）財産管理（物品、被服等）について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
オ. 被服管理について【環境事業所】（報告書P100） 適正な被服管理について、千葉市職員被服貸与規則によると、「退職その他の事由により、被貸与者でなくなったとき、又は貸与品を使用しなくなったときは、別表に掲げる貸与品については給与課長に、その他の貸与品については所属長に、速やかに返納しなければならない。」と規定している（第6条）。また、同規則第6条但書によると、「ただし、特別の事由により返納することができないと認められるときは、この限りでない。」と規定している。 ここで、職員に貸与していた被服の実際の取扱いとしては、給与課が貸与している技術服及び作業服については、被服の再使用及び本市職員以外の者による使用を防止するため、同条項の本文規定のとおり、退職等により被貸与者でなくなったとき又は貸与品を使用しなくなったときは給与課に返納させており、使用可能なものについては再使用し、使用不可能なものについては給与課で処分している。ただし、実際には、再使用が不可能な状態の被服の場合は、被貸与者が返納しないケースも多い。 また、給与課及び所管課の間で協議の上、給与課が「特別の事由」があると判断した場合には、被貸与者が技術服及び作業服を返納しなくてもよい旨、給与課が了承している。この「特別の事由」とは、主に亡失した場合及び損傷が著しい場合である。損傷が著しい場合は、被貸与者に対して被服を裁断し、着ることができない状態にした上で、処分するよう指示している。ただし、事務処理手続は電話等により口頭で行っており、決裁文書等は作成していない。	千葉市職員被服貸与規則に従い、退職等により被貸与者でなくなったときは、再使用が不可能な状態の被服についても、決裁を経た上で、給与課に返納している。

ここで、「損傷が著しい場合」であっても、同規則第6条但書に規定されている「返納することができないと認められるとき」に該当するか疑問である。貸与された被服について、業務外での再使用及び本市職員以外の者による使用を防止する必要があるにもかかわらず、廃棄処分は各人が行うこととされており、私用を完全に防止できる体制とはなっていない。したがって、退職等により被貸与者でなくなったときまたは貸与品を使用しなくなった場合のみならず、損傷が著しい場合も、被服の状態を問わず市に返納させるなど、市において被服の再使用の可否を検討し、使用不可能なものを処分するという運用を考える必要がある。また、事務処理手続を行う際には決裁文書等を作成する必要があるものとする。

「特別の事由」の解釈について、同規則第6条但書の規定を拡大して解釈したり、内部決裁を踏まなかったりする運用を見直されたい。また、事務処理手続を行う際には文書により決裁を行われたい。また、亡失の場合を除いて貸与した被服の状態を問わず例外なく市に返納させ、市において被服の再使用の可否を検討し、使用不可能なものを処分するという方法についても検討されることを要望する。